

## ■ 特別徴収開始 1 年目の方 ■

年金所得の金額から計算される市県民税額のうち、  
 半分の税額を6月と8月に普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただきます。  
 残りの税額は、10月、12月、2月の年金から3分の1ずつ特別徴収されます。

（例）年金所得の金額から計算される今年度市県民税額が60,000円の場合  
 普通徴収（納付書または口座振替）

納期	1期	2期	3期	4期
納期限	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
税額	15,000円	15,000円	(15,000円)	(15,000円)

※残りの税額が年金特別徴収に切り替わります。

年金特別徴収

区分	仮徴収			本徴収		
特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額				10,000円	10,000円	10,000円

## ■ 特別徴収 2 年目以降の方 ■

- 年金所得の金額から計算した市県民税額を、仮徴収と本徴収の2つの徴収方法によって納めていただきます。
- 年間を通じた公的年金からの仮徴収税額と本徴収税額の平準化を図るため、平成29年4月の仮徴収から徴収税額の計算方法が次のとおりとなりました。

区 分	仮徴収			本徴収		
特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
計算方法	$(\text{前年度分の年税額} \times 1/2) \div 3$			$(\text{年税額} - \text{仮徴収税額}) \div 3$		

（例）年金所得の金額から計算した前年度市県民税額が48,000円で、  
 今年度が51,000円の場合

前年度年金特別徴収（年税額48,000円）

区分	仮徴収			本徴収		
特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	6,000円	6,000円	6,000円

今年度年金特別徴収（年税額51,000円）

区分	仮徴収			本徴収		
特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	8,000円	8,000円	8,000円	9,000円	9,000円	9,000円

（前年度分の年税額）

$$(48,000円 \times 1/2) \div 3$$

（年税額）

（仮徴収税額）

$$(51,000円 - 24,000円) \div 3$$